

(第1面)

産業廃棄物処理計画作成 (変更) 報告書

令和5年 6月30日

(宛先)  
埼玉県中央 環境管理事務所長

報告者

住 所 埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-11-7

氏 名 鉄建建設株式会社 関越支店

執行役員支店長 舟嶋 啓邦

(電話番号 048-647-6311)

令和5年度の産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成 (変更) したので、埼玉県生活環境保全条例第20条第2項前段 (後段) の規定により、次のとおり報告します。

事業場の名称	鉄建建設株式会社 関越支店
事業場の所在地	埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-11-7
計画期間	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
変更の概要	

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	D-建設業 (06-総合工事業)
② 事業の規模	256,900 千円 (2件)
③ 従業員数	110人
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙1のとおり



## 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙2のとおり

## 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	廃プラスチック類
	排 出 量	100.30 t	6.40 t
	(これまでに実施した取組) ・混合廃棄物の発生抑制の為、分別解体・分別排出の徹底を図り、工事単位出来高当たりの排出量の削減を図っている。 ・リサイクル率の高い優良処分業の選定により最終処分量の削減を図っている。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	廃プラスチック類
	排 出 量	1,236.70 t	35.10 t
	(今後実施する予定の取組) ・これまでの取組を継続するとともに、排出物の4Rを徹底するための教育・指導を徹底し、発生抑制の活動を推進する。		

## 産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・分別は排出品目のおお、9品目に分別保管するのを目標としている。 ・現場に保管する場合は、トンバック、1m <sup>3</sup> ボックスなどの利用によりできるだけ多くの品目に適正に分別するように指導している。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・これまでに実施した取組を継続する。 ・委託契約の時点で混合廃棄物についての数量チェックを行い、現場での品目別契約を指導・徹底する。 ・実施の搬出状況をパトロール時に監視・指導する。 ・環境教育の徹底を図り、作業員の末端まで適正な廃棄物の取扱いが出来る仕組みを構築できるようにレベルアップする。

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

【前年度（令和4年度）実績】

産業廃棄物の種類	ガラス陶磁器等くず	金属くず	建設汚泥	木くず
排 出 量	- t	- t	380.60 t	9.40 t

【目標】

産業廃棄物の種類	ガラス陶磁器等くず	金属くず	建設汚泥	木くず
排 出 量	24.90 t	26.20 t	2,817.00 t	217.50 t

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

【前年度（令和4年度）実績】

産業廃棄物の種類	紙くず	繊維くず	混合廃棄物	
排 出 量	0.30 t	- t	1.70 t	- t

【目標】

産業廃棄物の種類	紙くず	繊維くず	混合廃棄物	
排 出 量	0.60 t	76.10 t	79.70 t	- t

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

【前年度（令和4年度）実績】

産業廃棄物の種類

排 出 量

- t

- t

- t

- t

【目標】

産業廃棄物の種類

排 出 量

- t

- t

- t

- t

## (第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	廃プラスチック類
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	- t	- t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	廃プラスチック類
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	- t	- t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	廃プラスチック類
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	- t	- t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	- t	- t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	廃プラスチック類
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	- t	- t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	- t	- t
(今後実施する予定の取組)			

## 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

【前年度（令和4年度）実績】				
産業廃棄物の種類	ガラス陶磁器等くず	金属くず	建設汚泥	木くず
自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t
【目標】				
産業廃棄物の種類	ガラス陶磁器等くず	金属くず	建設汚泥	木くず
自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

## 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

【前年度（令和4年度）実績】				
産業廃棄物の種類	ガラス陶磁器等くず	金属くず	建設汚泥	木くず
自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t
自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t
【目標】				
産業廃棄物の種類	ガラス陶磁器等くず	金属くず	建設汚泥	木くず
自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

## 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

## 【前年度（令和4年度）実績】

産業廃棄物の種類	紙くず	繊維くず	混合廃棄物	
自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

## 【目標】

産業廃棄物の種類	紙くず	繊維くず	混合廃棄物	
自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

## 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

## 【前年度（令和4年度）実績】

産業廃棄物の種類	紙くず	繊維くず	混合廃棄物	
自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t
自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

## 【目標】

産業廃棄物の種類	紙くず	繊維くず	混合廃棄物	
自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t



## 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

## 【前年度（令和4年度）実績】

産業廃棄物の種類				
自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

## 【目標】

産業廃棄物の種類				
自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

## 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

## 【前年度（令和4年度）実績】

産業廃棄物の種類				
自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t
自ら中間処理により減 量した産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

## 【目標】

産業廃棄物の種類				
自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t
自ら中間処理により減 量する産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	廃プラスチック類
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	- t	- t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	廃プラスチック類
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	- t	- t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	廃プラスチック類
	全処理委託量	100.30 t	6.40 t
	優良認定処理業者への処理委託量	- t	6.40 t
	再生利用業者への処理委託量	- t	- t
	認定熱回収業者への処理委託量	- t	- t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	- t	- t
	(これまでに実施した取組) ・委託契約の段階から契約内容、処分業者の信頼性を許可証、財務関係および処理施設（処理状況、維持管理状況、周辺状況）、リサイクル率の状況などを確認し、業者を選定して契約を締結している。 ・委託契約後に定期的な排出段階での廃棄物の輸送経路の確認、処理のチェックを実施している。 ・積極的に再生利用を推進するため、委託契約先についての情報収集を行い、ルートを確保している。		

## 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

## 【前年度(令和4年度)実績】

産業廃棄物の種類	ガラス陶磁器等くず	金属くず	建設汚泥	木くず
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

## 【目標】

産業廃棄物の種類	ガラス陶磁器等くず	金属くず	建設汚泥	木くず
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

## 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

## 【前年度(令和4年度)実績】

産業廃棄物の種類	ガラス陶磁器等くず	金属くず	建設汚泥	木くず
全処理委託量	- t	- t	380.60 t	9.40 t
優良認定処理業者への処理委託量	- t	- t	116.60 t	9.40 t
再生利用業者への処理委託量	- t	- t	- t	- t
認定熱回収業者への処理委託量	- t	- t	- t	- t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	- t	- t	- t	- t

## 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

## 【前年度（令和4年度）実績】

産業廃棄物の種類	紙くず	繊維くず	混合廃棄物	
自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

## 【目標】

産業廃棄物の種類	紙くず	繊維くず	混合廃棄物	
自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

## 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

## 【前年度（令和4年度）実績】

産業廃棄物の種類	紙くず	繊維くず	混合廃棄物	
全処理委託量	0.30 t	- t	1.70 t	- t
優良認定処理業者 への処理委託量	0.30 t	- t	1.70 t	- t
再生利用業者への 処理委託量	- t	- t	- t	- t
認定熱回収業者 への処理委託量	- t	- t	- t	- t
認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	- t	- t	- t	- t

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

【前年度（令和4年度）実績】

産業廃棄物の種類				
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

【目標】

産業廃棄物の種類				
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

【前年度（令和4年度）実績】

産業廃棄物の種類				
全処理委託量	- t	- t	- t	- t
優良認定処理業者への処理委託量	- t	- t	- t	- t
再生利用業者への処理委託量	- t	- t	- t	- t
認定熱回収業者への処理委託量	- t	- t	- t	- t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	- t	- t	- t	- t

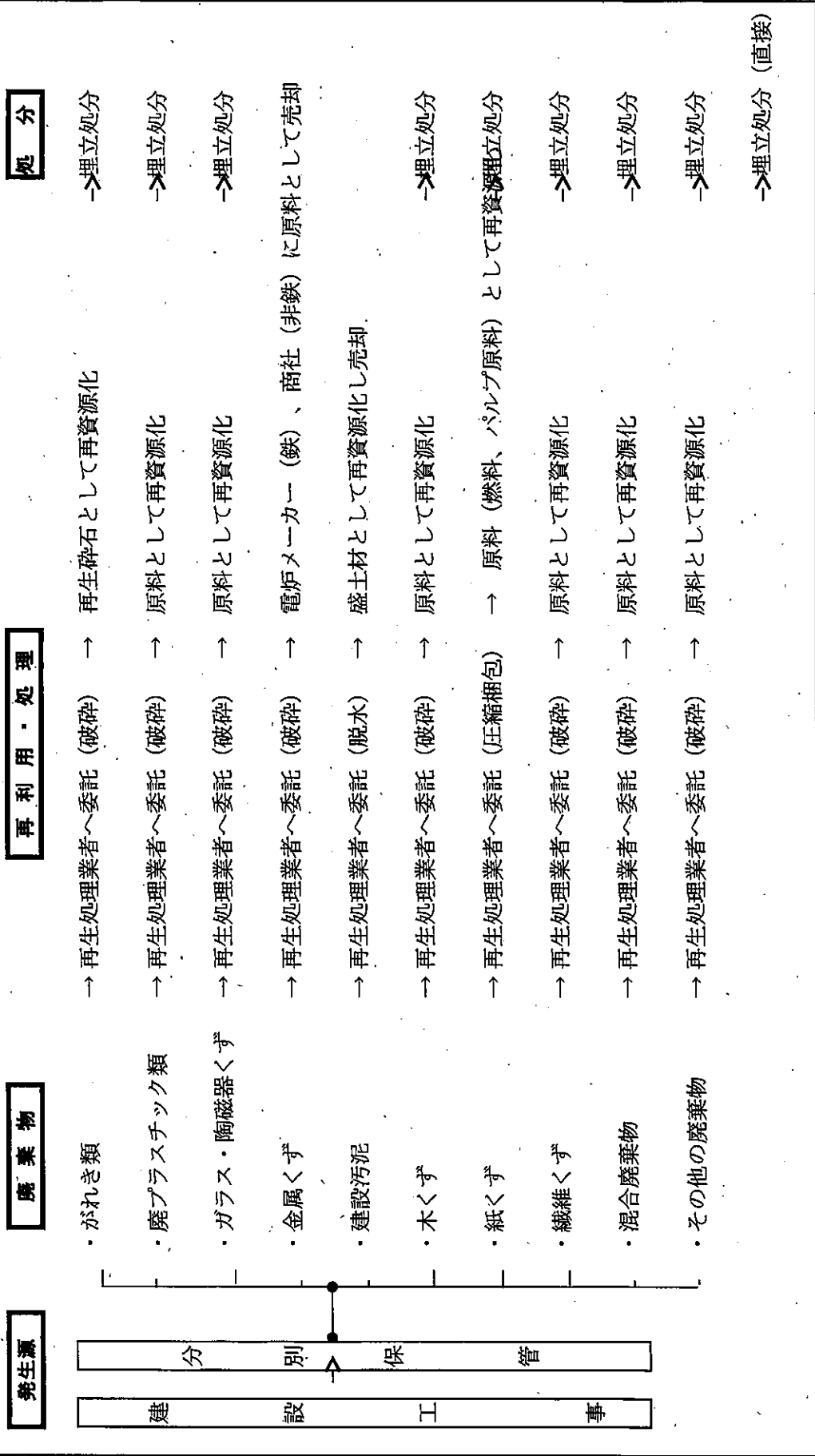
		【目標】		
		産業廃棄物の種類	がれき類	廃プラスチック類
②計画	全処理委託量		1,236.70 t	35.10 t
	優良認定処理業者への処理委託量		11.80 t	13.50 t
	再生利用業者への処理委託量		- t	- t
	認定熱回収業者への処理委託量		- t	- t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量		- t	- t
	<p>(今後実施する予定の取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・これまでに実施した取組を継続する。</li> <li>・委託先の選定にあたっては、優良産業廃棄物処理業者に関する情報、公開される産業廃棄物処理施設の維持管理情報を活用する。</li> <li>・再生不可能な廃棄物については、積極的に熱利用を推進し、リサイクル率の向上を図るため、委託契約先についての情報を収集し、ルートを確保する。</li> <li>・廃棄物排出時の分別・保管の徹底を行い、工事単位出来高あたりの排出量の発生を抑制するとともに、排出段階での監視を強化する。</li> <li>・電子マニフェストの利用の向上をさらに推進するため、指導・教育を徹底する。</li> </ul>			
※事務処理欄				

【目標】				
産業廃棄物の種類	ガラス陶磁器等くず	金属くず	建設汚泥	木くず
全処理委託量	24.90 t	26.20 t	2,817.00 t	217.50 t
優良認定処理業者への処理委託量	- t	11.80 t	125.10 t	29.60 t
再生利用業者への処理委託量	- t	- t	- t	- t
認定熱回収業者への処理委託量	- t	- t	- t	- t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	- t	- t	- t	- t

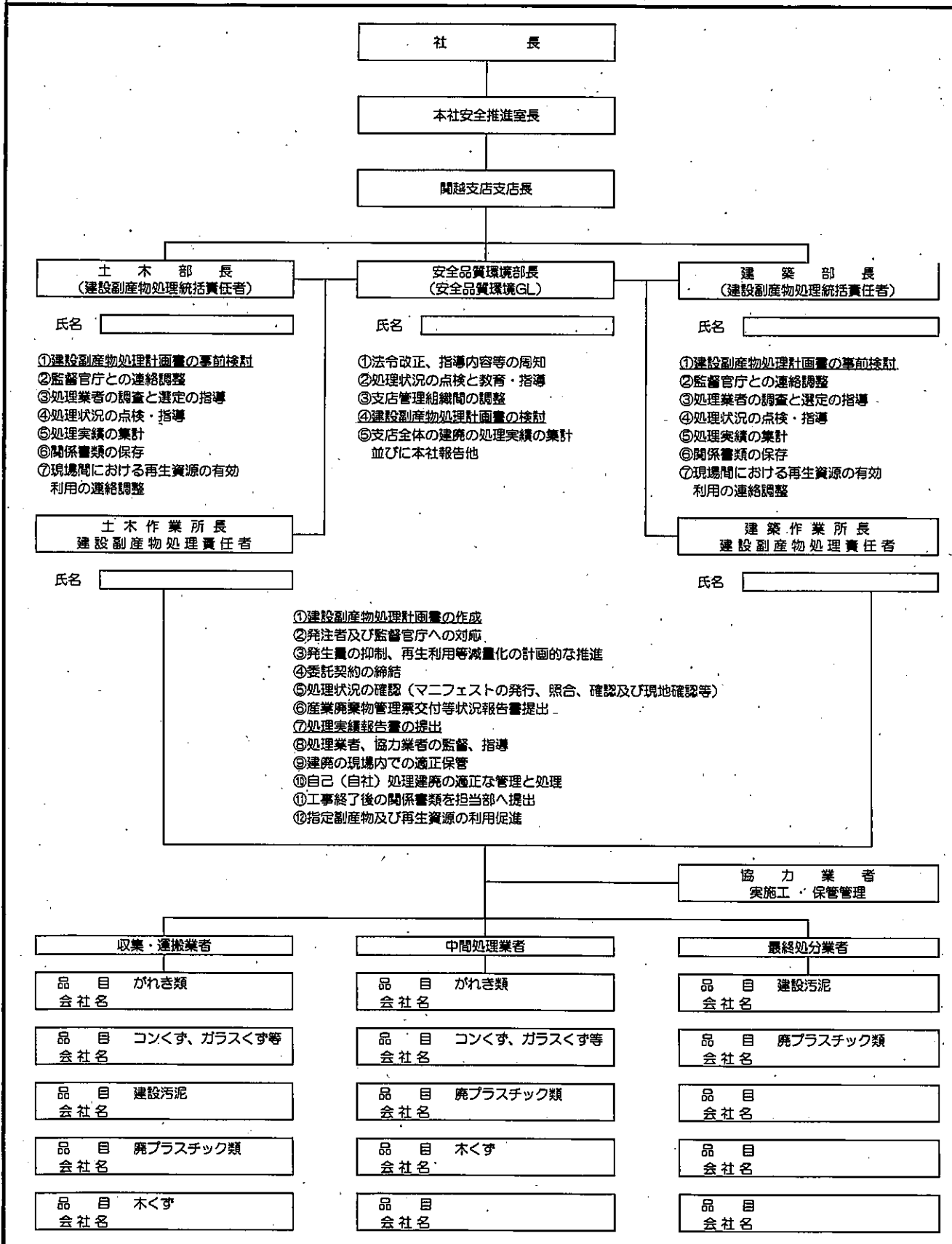
【目標】				
産業廃棄物の種類	紙くず*	繊維くず*	混合廃棄物	
全処理委託量	0.60 t	76.10 t	79.70 t	- t
優良認定処理業者への処理委託量	0.30 t	- t	23.80 t	- t
再生利用業者への処理委託量	- t	- t	- t	- t
認定熱回収業者への処理委託量	- t	- t	- t	- t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	- t	- t	- t	- t



第 1 面 産業廃棄物の一連の処理の工程 について



### 建設副産物管理組織表



(注) 再生資源利用については図中の下線部を再生資源利用促進又は再生資源利用と読み替える。



(第6面)

備考

- 1 「変更の概要」の欄は、変更の報告の場合に記載することとし、その記載に当たっては、変更した部分について変更前及び変更後の内容の概要を対照させること。
- 2 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記載すること。
  - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記載すること。
  - (2) ②欄には、製造業における製造品出荷額（前年度実績）、建設業における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関における病床数（前年度末時点）等、業種に応じて事業規模が分かるような前年度の実績を記載すること。
  - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物について発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記載すること。
- 3 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量及び自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記載すること。
- 4 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記載するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第6条の1第2号に該当する者）への処理委託量、再生利用業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の4の2第1項の認定を受けた者）への処理委託量並びに認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記載すること。
- 5 それぞれの欄に記載すべき事項の全てを記載することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記載し、当該欄に記載すべき内容を記載した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記載し、当該欄に記載すべき内容を記載した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記載すべき事項がないときは、「―」を記載すること。
- 6 ※印の欄には、記載しないこと。
- 7 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。